

(様式5)

判断基準が法令の定めによく言及されている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | 資料番号 | 8 | 担当課 | 農業経営課 |
|--|---------|------|------|---------|------------------------|
| 法令名 | 農業協同組合法 | 根拠条項 | 11の9 | 許認可等の内容 | 農協の特定関係者等との間の取引等の特例の承認 |
| 1 根拠規定 | | | | | |
| ○ 農業協同組合法第11条の9 | | | | | |
| 第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、その特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。 | | | | | |
| ただし、当該取引又は行為をすることにつき農林水産省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。 | | | | | |
| (1) 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして農林水産省令で定める取引 | | | | | |
| (2) 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして農林水産省令で定める取引又は行為 | | | | | |
| (参考) 農林水産省令で定める取引(1号)……農業協同組合法施行規則第9条 | | | | | |
| 農林水産省令で定める取引又は行為(2号)……農業協同組合法施行規則第10条 | | | | | |
| 2 審査基準 | | | | | |
| ○ 農業協同組合法施行規則第7条 | | | | | |
| 法第11条の9ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 | | | | | |
| (1) 省略 | | | | | |
| (2) 当該組合が、当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した当該組合の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。 | | | | | |
| (3) 前2号に掲げるもののほか、当該組合がその特定関係者との間で当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、農林水産大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。 | | | | | |
| ○ 農業協同組合法施行規則第8条第2項 | | | | | |
| 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が法第十一条の九各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。 | | | | | |
| 3 その他 | | | | | |
| ○ 添付書類(農業協同組合法施行規則第8条第1項) | | | | | |
| (1) 理由書 | | | | | |
| (2) その他参考となるべき事項を記載した書類 | | | | | |